

# 預貯金と税務調査のポイント その①

～相続財産となる預貯金はどの範囲まで？～

# 相続財産に計上する預貯金

- 相続財産に計上する預貯金の金額は **相続開始日の通帳残高**です。

→相続開始後通帳が凍結されず預金口座からお金を引き出しても、**相続財産に計上するのは相続開始時の残高**です。

※通帳の凍結は、金融機関が相続開始があったことを知ると凍結します。

# 相続財産に計上する預貯金

## 相続開始時の残高の調べ方

→金融機関での残高証明書の発行で確認します。  
(残高証明書で金融機関内の口座が全て分かるため、休眠口座も把握可能)

※残高証明書はその日の取引終了時の金額のため、  
相続開始日に引き出したお金は載らない

→直前の引出金は手許現金で相続財産となります

# お亡くなりになった方の取引金融機関 分かりますか？

## 取引金融機関の調べ方

- ・ 事前に聞いておく（通帳の在りかも聞けると〇）
- ・ 郵便物で確認する
- ・ 引き出しやタンスに入っていないか確認する
- ・ 家内のカレンダーやティッシュに金融機関のものが無いか確認する
- ・ 金融機関に照会をかける

**JAやゆうちょは過去に取引があった可能性があるので必ず確認するようにしましょう。**

END